

安全な水と緑豊かな街を実現するために

第5号

平成23年(2011年)11月1日 編集 発行/泉南市上下水道部
〒590-0521 泉南市樽井737番地 ☎072-482-6551

新宮市に給水袋の支援物資運搬を終えて

台風12号で甚大な被害を受けた和歌山県新宮市。その被害の中で浸水被害も大きいものでしたが、市内全域での上水道の断水は、市民の皆様の生活に多大なる影響をもたらしました。同じ水道行政に携わるものとして、「何か出来ないか」との思いで、微力ながら給水袋の物資支援を行うことになりました。

運搬の朝、給水袋1000枚を支援車に乗せ、泉南市水道庁舎を出発し、阪和自動車道を経由して田辺市の国道42号線を走っていると、所々に台風の爪あとが残っていました。

12時過ぎに目的地の新宮浄水場に到着しましたが、そこには目を疑う光景が飛び込んできました。浄水場の裏山が土砂崩れを起こし、今にも二次災害が発生しそうな状況になっていたのです。

(写真参照)

私たちは、その浄水場に給水袋を運び入れた後、新宮市水道事業の職員の方に被害等の状況を聞いたところ、「市内全戸断水していましたが、何とか配水ポンプを稼働することができ、本日から送水ができる状況です。しかし、一部はまだ復旧出来ていません。」とのことでした。

新宮市に滞在している時間は僅かでしたが、新宮市をはじめ、道中を通った那智勝浦町、田辺市などこの台風の被害の大きさ、自然の猛威を痛感いたしました。

最後に、被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

また、皆様が一日でも早く元の生活に戻れますよう心よりお祈り申し上げます。



濁り水にご注意下さい。⚠

上水道では水道法に基づく水質検査を行い、殺菌された水を配水いたしております。

本年4月から9月末まで、断水におよぶ水道本管突発事故が4件ございました。本管の破損や、それに伴う配水制限・断水、あるいは通水時に水道本管内に堆積・付着したあか錆び等が管内を流れ出すことがありますので、水道本管に設置されている消火栓等でそれらの濁り水を吐きだして(洗管)おります。

しかしながら、赤水等の濁った水が受水槽やご家庭の給水管を介してご使用の蛇口から出てしまう場合がございます。通常は、しばらく使わないようにお願いします。又、使いはじめには十分に水を流し、観察してご使用になられますようお願いいたします。



平成22年度 水道事業会計決算のあらまし

平成22年度の決算についてお知らせします。

水需要の低迷などによる給水収益等の減少により大変厳しい経営環境となっていますが、今後ともより一層の経営努力により財政の健全化を図り、安定した水道事業を目指し引き続き努力します。

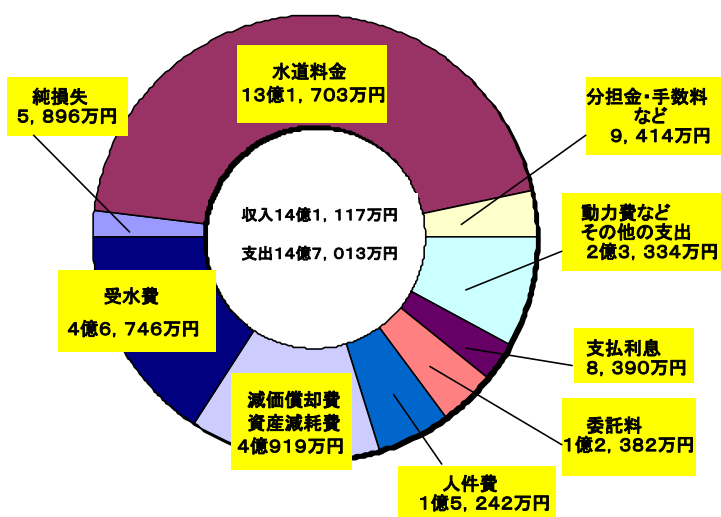
収益的収支

(税抜き)

水道水を家庭に送るための
費用とその財源を示します

収入 14億1,117万円

支出 14億7,013万円



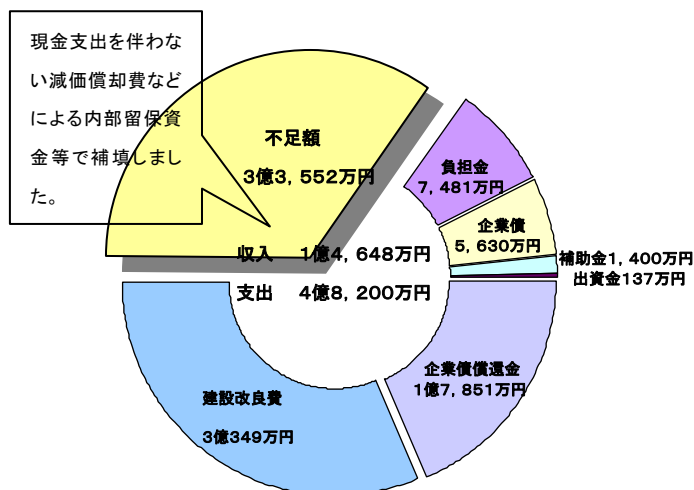
資本的収支

(税込み)

水道施設を整備・拡充するための
費用と財源を示します

収入 1億4,648万円

支出 4億8,200万円



経営の状況

本年度の水道収益は14億1,117万円で、前年度に比し1,076万円(0.77%)の増加となり、一方水道事業費用は、14億7,013万円で、前年度に比し5,325万円(3.50%)の減少となりました。

その他の経費については極力節減に努めましたが、単年度におきまして5,896万円の純損失を計上することとなり、当年度末処理欠損金は、15億5,595万円となりました。

小学4年生の社会見学について

例年、水の大切さ、安心・安全な水づくりを知っていただくため、6月ごろに小学生の社会見学を実施しています。今年は、6月2日(木)、7日(火)、8日(水)の3日間で、信達、新家東、樽井の各小学校から約330人の方が見学されました。

「水ができる場所を実際に目にするととても勉強になった。」、「これからは水を大切にしよう。」という感想が多くありました。

わたしたちは、これからも大切な水を安心して飲めるよう、また安定して提供できるようがんばっていきます。

◎下水道使用料改定のお知らせ

本市の公共下水道をお使いのみなさまには、日頃から下水道事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

前号でもお知らせしましたが、平成23年10月ご利用分からの下水道使用料が変わります。

みなさまのお手元にお届けします「水道使用量・料金等のお知らせ」および「水道料金・下水道使用料納入通知書」では、平成23年11月分から新料金で、計算をさせていただくこととなります。

また、このたびの使用料改定に伴い、水道料金と同様に、基本使用料を半額とする福祉減免を実施します。(くわしくは、4ページをご覧ください。)

下水道使用料の計算方法は、以下のとおりです。

ご使用水量(m ³)	単価(円、税抜)	計算方法
0	432	432×1.05
1～ 6	15	$(15 \times \text{ご使用水量} + 432) \times 1.05$
7～ 20	130	$(130 \times \text{ご使用水量} - 258) \times 1.05$
21～ 30	156	$(156 \times \text{ご使用水量} - 778) \times 1.05$
31～ 50	181	$(181 \times \text{ご使用水量} - 1,528) \times 1.05$
51～ 100	208	$(208 \times \text{ご使用水量} - 2,878) \times 1.05$
101～ 200	242	$(242 \times \text{ご使用水量} - 6,278) \times 1.05$
201～ 500	276	$(276 \times \text{ご使用水量} - 13,078) \times 1.05$
501～1,000	311	$(311 \times \text{ご使用水量} - 30,578) \times 1.05$
1001～	344	$(344 \times \text{ご使用水量} - 63,578) \times 1.05$

1円未満の端数は切り捨ててください。

◎3年以内に水洗化を！

下水道が整備されて供用開始の公示(下水道が使用できるようになったことのお知らせ)がされると、その区域内のくみ取り式トイレは、その日から**3年以内に水洗トイレに改造することが法律で定められています。**

また、台所・風呂・洗面等の生活雑排水を公共下水道へ流すための「排水設備」の設置や、浄化槽付トイレについては、浄化槽を廃止して、遅滞なく、公共下水道に流すようにしなければなりません。

◎ご注意ください！

- 水洗化工事(排水設備工事)を行うときは、事前に市への届け出が必要です。また、工事は必ず、市が指定している排水設備工事指定業者(以下、「指定業者」)に依頼してください。

指定業者一覧は、

泉南市ウェブサイト→暮らし・環境→水道・下水道→泉南市の下水道→指定業者一覧

<http://www.city.sennan.osaka.jp/gesui/kouningyousya.pdf>

- 市への届け出や、貸付制度の利用申し込みなどの手続きは、指定業者にご相談してください。もし、指定業者以外の者が工事をした場合や、下水道使用者の届け出がない場合は、「無届工事・無届使用」となります。
- 水洗化工事(排水設備工事)の契約は、指定業者とお客さま自身との間で行っていただくものです。工事後のトラブルなどを避けるため、次のことに十分ご注意ください。

1. できるだけ複数の指定業者から見積りをとる。
2. 工事内容や費用についてよく説明を受ける。
3. 工事後の修繕などアフターサービスについて十分確認する。

福祉減免の手続きはお済ですか？

上下水道部では、満65歳以上の老人世帯や母子父子手当受給世帯を対象に、上下水道料金のうち基本料金を半額とする福祉減免を次の1及び2の要件で実施しています。

● 要件

1. 泉南市に住民登録及び外国人登録されている方で、満65歳以上の方だけで構成されている世帯のうち市民税が非課税の世帯の方。
2. 母子（父子）家庭であって、児童扶養手当を受給している世帯のうち市民税が非課税の世帯の方。

※ 1及び2に該当する基準日は毎月15日現在です。該当の方は、担当課で随時申請ができます。

※ 次の注意のいずれかに該当する方は対象外となります。

注意1：生活保護法に掲げる扶助を受けている世帯及び市外給水の方。

注意2：上下水道料金の未納料金がある場合。

● 申請窓口：65歳以上の高齢者世帯の方は、高齢障害介護課 Tel072-483-8251
母子父子手当受給世帯の方は、生活福祉課 Tel072-483-3474

● 問合せ：泉南市上下水道部 Tel072-482-6551



ご相談窓口

◇受付時間◇月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の
午前9時00分～午後5時30分まで。

水道の開栓・閉栓
水道使用者の名義変更
メーターの検針、集金
口座振替、水道料金の問い合わせ先

泉南市上下水道お客さまセンター
（受託業者）㈱大阪水道総合サービス

072-482-0600

給水申込み、にがり水、出水不良
公道上の漏水、水道管工事、その他

泉南市上下水道部上水道工務課

072-482-6551

宅地内の漏水修理（修理費用は個人負担となります。）

泉南市管工事業協同組合

072-484-1041（平日の午前9時00分～午後5時30分）

090-1246-5541（24時間対応）

※ お知り合いの業者が御座いましたら、そちらでご相談ください。また、工事を依頼される場合は十分内容を確認して頂きますようお願い致します。泉南市が責任を負うことはできません。